

改善報告書

令和6年7月19日

1. 大学名：広島国際大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学校教育法第93条第2項に基づき、学長が審議事項の決定を行うに当たり教授会が意見を述べることを示すなど、法令の趣旨に沿って各学部の教授会規定等を整備するよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

学校教育法第93条の趣旨に沿い、学長が審議事項の決定を行うに当たり「広島国際大学学長裁定」を制定し、あらかじめ教授会等へ示し、学長の求めに応じて教授会等が意見を述べる旨、規定に明記し整備した。また、関連規定においても同様に学長裁定にかかる審議事項の追加ならびに条文を改めるなどの整備により改善を図った。制定・改正後の規定は令和6年4月1日より施行している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・ 4-1-01 広島国際大学学長裁定
- ・ 4-1-02 広島国際大学大学院学則
- ・ 4-1-03 広島国際大学学則
- ・ 4-1-04 広島国際大学各学部教授会規定
- ・ 4-1-05 広島国際大学大学院各研究科委員会規定
- ・ 4-1-06 学則、教授会規定等の新旧対照一覧
- ・ 4-1-07 2023年度第8回理事会議事録（抄）
- ・ 4-1-08 2023年度第12回大学・大学院運営会議議事録（抄）